

史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画

素案

第3回委員会用

第5～7章

令和●年●月

仙台市教育委員会

目 次

- …保存活用計画の内容を踏襲。
- …保存活用計画の内容を踏襲し、一部追記。
- ▲…新規
- ★…事業実施後に追記。

序文

例言

【本文目次】

第1章 計画策定の経緯と目的

- 1 策定の経緯 ●
- 2 目的 ●
- 3 整備基本計画策定事業実施体制及び活動報告
 - (1)委員会委員等名簿 ○
 - (2)委員会活動状況 ★
 - (3)地域住民との意見交換 ★
 - (4)パブリックコメントの実施 ★
- 4 関連する計画 ●
- 5 計画の構成と内容 ▲
- 6 計画の期間 ○
- 7 計画の対象範囲 ▲

第2章 計画地の現状

- 1 自然的環境
 - (1)位置と立地 ○
 - (2)気象 ●
 - (3)地形・地質 ○
 - (4)植生 ●
 - (5)景観 ●
- 2 歴史的環境
 - (1)郡山遺跡周辺の歴史の変遷 ○
 - (2)郡山遺跡周辺の関連文化財 ○
- 3 社会的環境
 - (1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制 ○
 - (2)人口・産業 ●
 - (3)交通 ○
 - (4)土地所有及び土地利用 ○
 - (5)地域資源(観光・レクリエーション・文化財) ●
 - (6)防災 ○
 - (7)地域住民の要望 ★

第3章 仙台郡山官衙遺跡群の概要

- 1 史跡指定の状況

- (1) 指定に至る経緯○
- (2) 指定概要●

2 史跡の本質的価値

- (1) 調査成果○
- (2) 本質的価値○
- (3) 構成要素○

第4章 現状・課題

- 1 構成要素の現状(保存・分布・公有化状況)・課題●
- 2 史跡の公開・活用の現状(利用状況・地元住民の要望)・課題●
- 3 地域の文化的資源の現状(保存・活用・連携状況)・課題●

第5章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念○
- 2 基本方針●

第6章 整備基本計画

- 1 全体計画及び地区区分計画▲
- 2 調査等に関する計画▲
- 3 遺構保存に関する計画▲
- 4 造成・排水に関する計画▲
- 5 修景・植栽整備に関する計画▲
- 6 動線計画▲
- 7 遺構の表現に関する計画▲
- 8 案内・解説施設に関する計画▲
- 9 管理施設・便益施設に関する計画▲
- 10 公開・活用施設に関する計画▲
- 11 防災・防犯・安全対策に関する計画▲
- 12 管理・運営に関する計画▲
- 13 公開・活用に関する計画▲
- 14 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画▲

第7章 事業計画

第3回委員会は囲み部分についての素案を提案します

【資料】

- 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会設置要綱
- 郡山遺跡発掘調査報告書・パンフレット一覧
- 引用・参考文献
- 史跡地土地台帳

第5章 基本理念と基本方針

1 基本理念

本計画でも保存活用計画で定めた基本理念を継承することとします。

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

仙台郡山官衙遺跡群は、文献史料に残らなかった官衙の存在が発掘調査によって明らかとなり、新しい飛鳥時代像を投げかけました。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは圧倒的です。

本史跡は、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であった。我々は、このことを仙台というまちの新たな原点や郷土の誇り・宝として、また国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承していく必要があります。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点である『あすと長町地区』の市街地に隣接しているほか、仙台城跡や伊達政宗などと比べて身近なものとはいいがたく、本史跡を将来にわたって継承していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるといえます。

このため、今後、本史跡を、日本国の成り立ちといった壮大な歴史と仙台・東北との関わりや、古代国家形成期の様相などを誰もが気軽に理解できる場にしたり、みどりの保全や防災面での貢献を行うなど、現代の都市と共存できるよう保存・活用・整備を図っていく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」とします。

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、保存活用計画では以下のような基本方針および整備の方向性を決めました。

【保存活用計画における基本方針】

①市民生活と調和を図り、コストに留意した整備

市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行います。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進めます。

②史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備

発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の壮大さが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行います。

③多様な視点で有効利用される場とするとともに、多様な人々が快適に見学できるような整備

地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重

要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行います。

【保存のための整備の方向性】

- ① 発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を実施します。→第6章3・4
- ② 遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草を整理します。→第6章3・12
- ③ 遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備します。→第6章4
- ④ 地震・落雷・火災・水害等の災害に対する防災設備の設置の検討を行います。→第6章11
- ⑤ 都市の中にあって史跡のスケール感が実感できるよう、将来的に史跡地の分断をなくし、安全な見学動線が確保できる一体的な史跡公園として整備することを目指し、史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていきます。→第6章6・8
- ⑥ 発掘調査や出土遺物等の保管を行う拠点を史跡地近辺に確保します。→第6章9
- ⑦ 適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術の調査を行い、必要に応じて整備手法を更新します。→第6章2・7

【公開活用のための施設整備の方向性】

- ① 整備の開始時期については、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことを検討します。また、一体的な史跡公園としての整備が完了するまでの間、暫定的に史跡地の活用を図るための整備についても検討します。→第6章1・13
- ② 史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行います。→第6章7・14
- ③ 遺構の表示や復元展示は主にⅡ期官衙の遺構について行うこととします。また、Ⅰ期官衙からの変遷が伝わるように展示方法等を検討します。→第6章7
- ④ 遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行います。→第6章3
- ⑤ 植栽は、古代官衙のイメージを形成する上で重要であるため、当時の環境をできる限り復元するとともに、史跡地内に所在する居久根(いぐね)を活かした整備を行います。→第6章5
- ⑥ 来訪者が安全に利用できるとともに、文化的活動及び憩いの場となるよう、便益・管理施設、防犯設備、案内板、説明板等を動線に配慮した上で計画的に設置します。→第6章6・8
- ⑦ 来訪者が史跡の本質的価値等を学ぶことができ、史跡の重要性が伝わるようなガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の史跡地近辺への整備を検討します。→第6章10

本計画ではこれら保存活用計画で定めた基本方針・方向性を踏襲しますが、本史跡の現状を鑑み、整備内容を3つの段階に整理し、順次進めていくこととします。

①発信・活用に必要な基盤整備

来訪者が史跡の価値を理解するための施設が部分的な説明板等に留まり、情報発信をする環境・設備が不十分という課題があります。そのため、史跡地の公有化が一定程度終了した場所(政庁ゾーン、正面ゾーンの一部等)において、史跡を体感できるような現地での遺構表示や、周辺を含めてガイダンス施設・案内板といった史跡を発信するための整備を行うとともに、史跡地内を安全に見学できるような環境整備を行います。

また、史跡の価値を市民とともに共有できるよう、整備の一部を市民の参加を募るとともに、市民の利活用を促すための環境整備も行います。市民参加型による整備の例としては、石組池や石組溝の遺構表示のための石材を敷き詰めたり、遺構表現のための花壇や菜園などを設置して植栽をする等の手法を検討します。

なお、本計画では主にこの段階について規定します。

②価値の磨き上げに向けた整備

史跡の本質的価値のさらなる顕在化に向け、公有化の進展状況を踏まえながら、各ゾーンのさらなる整備を検討します。また、史跡が学びや日常的な憩いの場にとどまらず、レクリエーションの場やイベント等で市民が主体的に利用できる環境となるような整備を行い、現代における本史跡の価値を市民とともに磨き上げていきます。

③価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向けた整備

史跡の本質的価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向け、将来的に史跡の追加指定と公有化の完了、寺院ゾーンを含めた史跡整備の完成を目指します。公有化によって新たに追加された整備対象地（史跡地）については、周辺地での整備の進展状況を踏まえ、必要に応じて整備手法の再検討を行いながら、新たに整備を実施します。

第6章 整備基本計画

本章では、仙台郡山官衙遺跡群の整備における地区区分計画と地区ごとの現状と課題および具体的な対策方針を記載し、それに基づいて史跡の調査・保存・整備・管理運営等について必要な項目を整理し記載します。

1 全体計画及び地区区分計画

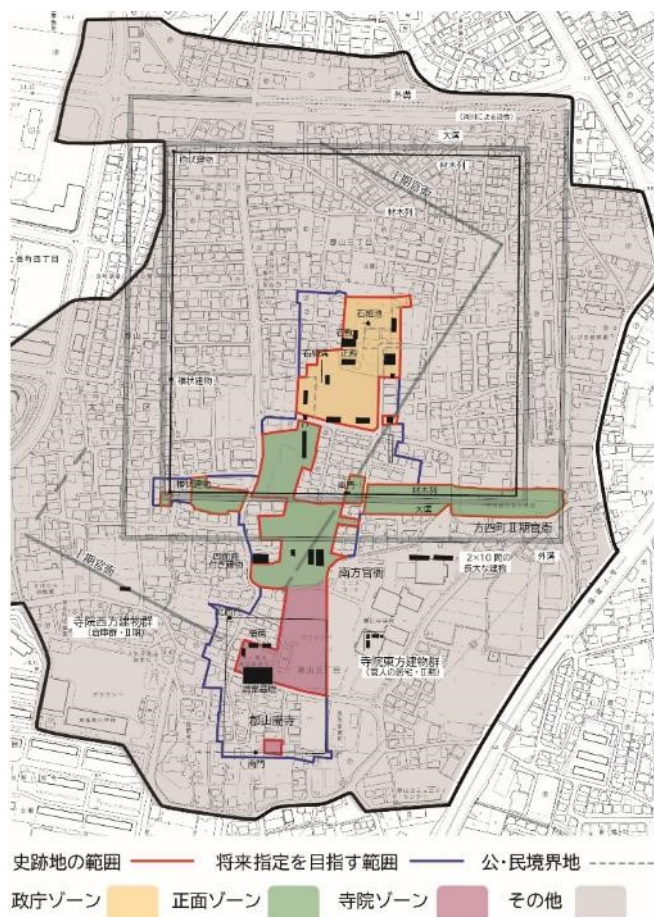
(1) 全体計画

本計画では、保存活用計画で示した実施スケジュールに定める前期事業期間（令和6～15年度）のうち、本計画策定後となる令和8年度以降の8年間（令和8～15年度）について定めるものとします。後期事業期間（令和16～25年度）の整備内容については、本計画期間における整備の実施状況等を勘案しながら検討します。なお、整備の基準とする時代設定は、原則としてⅡ期官衙の時代とします。

(2) 地区区分計画

整備にあたっては、Ⅱ期官衙を構成する地区の特性や公有化の状況を考慮して、地区を区分し、①政庁ゾーン、②正面ゾーン、③寺院ゾーンの3つの整備ゾーンを設定します。また、これら3つのゾーン以外の部分を④その他ゾーンとして、必要に応じて整備を検討します。

なお、整備ゾーンの名称・区分けは「保存活用計画」に基づいていますが、整備計画の策定にあたり一部内容を修正しています。



整備ゾーン区分図

(3) 整備ゾーンの現状・課題と整備等の対応方針

各整備ゾーンの概要と整備の現状・課題および整備の方針を整理します。

①政庁ゾーン

方四町Ⅱ期官衙の正殿や石組池、中枢建物跡が位置し、史跡地を東西に横断する市道までの範囲とします。

他のゾーンと比べ、一体的な公有化が進んでいますが、民有地も一部含まれています。



構成要素	整備の現状と課題	整備の対応方針
正殿跡・石組池を中心とした中枢部遺構	遺構表示・復元がなされていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。	→石組池の復元的整備を行う。 →建物跡については、平面的な遺構表示の整備を基本としつつ、一部は休憩所となるような屋根付きの復元的整備を行う。 →サインや説明版を設置する。
	将来史跡（公有化）を目指す範囲が存在するため、一体的な整備が出来ない。	→現在の公有化範囲を対象に、暫定的な整備を行う。 →将来的な史跡追加指定を見据え、立体的な整備は最小限に抑える。
	公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため、一体的な利用が困難かつ当時の景観を疎外している。	→イベントや日常利用、防災時の活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
便益施設	休憩スペースや駐車場、トイレがないことにより、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→各種調査により遺構の希薄箇所を確認した上で、必要な便益施設を整備する。
道路	ゾーン南東部に史跡地を縦断する市道が存在し、安全な計画動線が確保できない。	→将来的な公有化の終了を見据えた郡山3丁目1号線の取り扱いについて関係機関と協議を行う。
居久根	ゾーン北部に生育する居久根は郡山地区の歴史的変遷および史跡の理解に資する要素である一方で、巨木化しており、将来的に倒木の可能性がある。	→Ⅱ期官衙の遺構と重複する範囲については撤去する。 →その他の部分については管理方針を設定し、適切かつ継続的に管理を行う。

防災・防犯機能	災害時における利活用については、一時の避難での利用にとどまってお り、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や街灯整備、電気・水道設備が整備されていないため、非常時において安全な利用ができない。	→安全に利用できるための造成を行い、管理・運営に限らず非常時を見据えた必要な設備やその配置について検討する。
---------	--	--

②正面ゾーン

方四町Ⅱ期官衙の南門および南辺区画施設の範囲を対象とします。また、そこから地続き的に公有化されている南北の範囲も含めます。東側は公有化されていますが、資材倉庫として利用されており、ただちに整備に着手できない範囲もあります。



構成要素	整備の現状と課題	整備の対応方針
南門跡・南辺区画施設を中心とした官衙南辺の遺構	遺構表示・復元がなされていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。	→南門部分については公有化が完了していないため、今後の公有化の状況を踏まえ、整備内容や手法を検討していく。 →材木列跡および大溝については、部分的な復元的整備を行う。 →サインや説明版を設置する。
	将来史跡（公有化）を目指す範囲が存在するため、一体的な整備が出来ない。	→未公有化の範囲が広いため、現在公有化されている範囲を対象とした造成等の暫定的な整備を行う。
	公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため、一体的な利用が困難かつ当時の景観を疎外している。特に南側については大雨時の雨水の流入先となっており、冠水する可能性がある。	→イベントや日常利用、防災時の利活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
他部局管理地	史跡地内に現在利用中の他部局管理地があり、当該地の整備を行うことができないため、史跡の全体像・スケール感がわかりづらい一因となる。	→史跡の一体的な整備に向けて、他部局管理地の取扱いに係る協議を行う。
便益施設	休憩スペースや駐車場、トイレがないことにより、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→各種調査により遺構の希薄箇所を確認した上で、必要な便益施設を整備する。
道路	ゾーンを南北に縦断する市道が3本、私道1本あり、ゾーンを分断する形となっていることから、南辺部分の全体像が掴みづらい。	→将来的な公有化の完了を見据え、遺構の表示方法や整備方法を検討する。

防災・防犯機能	災害時における利活用については、一時の避難での利用にとどまっておらず、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や街灯整備、電気・水道設備が整備されていないため、非常時において安全な利用ができない。	→安全に利用するための造成を行い。隣接する郡山中学校が施設改修などにより、校地の利用制限がされる時は臨時的な利用ができるよう必要な設備やその配置について検討する。
---------	---	---

③寺院ゾーン

郡山廃寺の範囲を対象とします。現在、公有化が進んでおらず、飛び地状に公有化を進めている状況です。中学校用地が一部含まれており、公有化されているものの整備に着手できない範囲もあります。

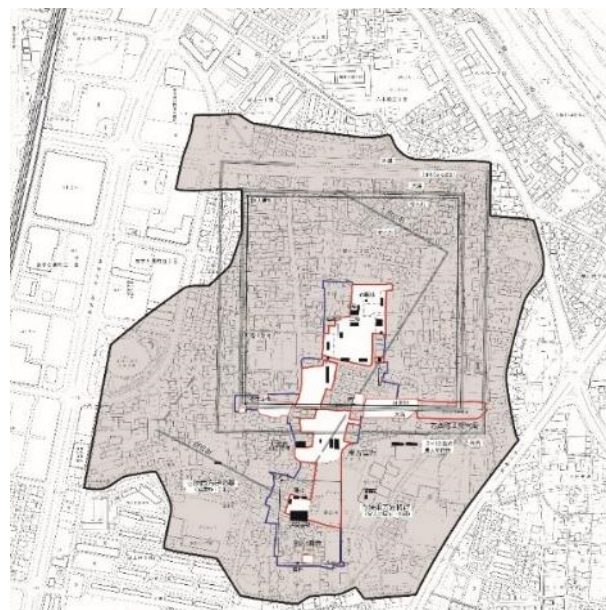


構成要素	整備の現状と課題	整備の対応方針
講堂基壇跡等を中心とした寺院の遺構	将来史跡（公有化）を目指す範囲が広範囲に存在し、今後一体的な整備を行うまでに時間を要する。	→引き続き公有化を進める。 →各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定する。
	未公有化範囲が広いため、遺構表示・復元ができない。	→サインや説明版を設置する。
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在することに加え、除草等の日常的な管理が追い付かない場合があり、周辺に悪影響を与えることがある。	→公有地の効率的かつ効果的な管理方法を検討し、実施を目指す。
学校用地	現在利用されており、整備可能な状況でないため、史跡の全体像・スケール感がわかりづらい一因となる。	→その他の範囲について公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて関連部局と協議を行う。

④その他ゾーン

上記3ゾーン以外の場所において、以下の項目について整備計画を定めます。

- ・ガイダンス施設をはじめとした保存・公開・活用施設の設置の検討
- ・駐車場・駐輪場をはじめとした便益施設の設置の検討
- ・公共交通機関から史跡来訪までのサインや案内板の設置の検討



内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
保存・公開・活用施設	保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により解体・撤去となったが、史跡地内に位置するため再設置できない。	→ガイダンス施設に機能を付設する形での整備を検討する。
	史跡を理解するための十分な情報を発信するための拠点施設がない。	→設置箇所について整理の上、ガイダンス施設の整備を検討する。
	資料の展示を発掘調査事務所で実施していたが、東日本大震災の影響により中断している。	
	史跡地に隣接する郡山中学校の1階部分に遺構の復元および遺跡解説を行っているが、学校敷地内にあることから、常時開放されていない。	→ガイダンス施設の位置づけがなされるよう、常時開放できる方策について関係部局との協議を進める。 →展示遺物や解説の充実等、内容の充実を図る。
便益施設	駐車場や駐輪場がないため、史跡へのアクセス方法が限られている。	→ガイダンス施設とともに設置箇所を調査の上、整備を検討する。
サイン・案内板	近隣駅等からの距離は比較的近いが史跡地へのルート案内がない。	→各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定し、駅や関連部局等と連携して、標示や案内板の設置を検討する。
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在し入り組むため、見学動線が分かりづらい。	

2 調査等に関する計画

今後の整備に向けて必要となる調査を計画的かつ継続的に実施します。調査にあたっては、史跡の保存、周辺住民、来訪者の安全に十分配慮して行い、公開可能な情報は積極的な広報に努めます。

(1) 遺跡の実態解明（発掘調査の実施）

発掘調査により郡山遺跡の実態解明に努めます。調査は郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会による指導・助言の下で計画・実施します。また、掘削は遺構保全の観点から必要最小限に留めます。

(2) 基本設計・実施設計

調査成果や保存活用計画、本計画を踏まえ、整備を行うため、基本設計・実施設計を行います。なお、基本設計時には以下の(3)～(5)の調査を併せて行います。

(3) 地形・用地測量調査

土地造成のための用地・地計測量を実施します。本計画の整備範囲に加え、将来の整備対象地（史跡を目指す範囲）も含めて地形を把握することで、今後の一体的な整備を見据えた検討材料とします。

(4) 住民生活への影響調査

隣接する住民生活への影響や環境についての実態把握を行い、住民への影響を考慮した整備手法の検討材料とします。

(5) 事例調査

各種整備にあたり有効な参考事例を調査します。

(6) 活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、活用にかかる実態把握を行い、来訪者のニーズを踏まえた活用につなげます。

3 遺構保存に関する計画

遺構保存についての計画は以下の通りです。本史跡では、地表に現れている遺構が確認されないため、地下埋蔵遺構の保存を前提とします。

(1) 十分な盛土による保全

発掘調査の結果を踏まえ、適切な盛土厚を決定します。盛土にあたっては、車両等の踏圧や植栽の根による浸食等の影響を考慮し、砂や碎石等による保護層を敷設したうえでの盛土を原則とします。

(2) 地下に影響を与える行為の規制

遺構表示に伴う基礎工事や電気・水道などの設備の工事にあたっては、地下遺構に影響を与えるような行為を制限します。

4 造成・排水に関する計画

現状では、公有化以前の土地利用の状況が残されており、各所に凹凸が認められ、周囲が宅地に囲まれた窪地では大雨時に適切に排水しきれず冠水するなどの状況も見受けられます。このため、遺構の保存を前提としながら、来訪者が安全に訪れることが出来るよう、造成・給排水に関する計画をエリアごとに設定します。

冠水状況の写真を挿入

(1) 造成計画

①政庁ゾーン・正面ゾーン

測量調査を実施し、遺構保存のための盛土厚を設定した上で、必要に応じて盛土を行います。当時の地形については不明確ですが、排水を考慮した勾配を確保しながら、平地造成を基本とします。なお、表層は、遺構表現を行う箇所および管理スペースを除き、張芝により保護を行います。

②寺院ゾーン

盛土が十分に行われており、遺構保護がなされているため、本計画においては新たな切土・盛土は行いません。しかし、雑草の繁茂が顕著であり、来訪者や周辺宅地に影響を与える可能性があるため、その対策として表層に碎石敷や張芝等を検討します。

(2) 雨水排水計画

整備対象地の周辺には、排水能力が確保された管路があることから、当該管路への接続を考慮した造成を行います。その場合、整備地内の雨水が管路に一気に流入しないよう、関係部局と調整の上、暗渠管を設置して一時的に地下透水させる方法や、新たに排水路を設置するなどの方法を検討します。

また、整備対象地に接するU字溝の管路については、安全面を考慮し、蓋の設置などを検討します。

5 修景・植栽整備に関する計画

本計画では、将来的な整備を見据えた暫定的な修景を計画します。

(1) 修景

・現在、政庁ゾーンには、居久根の樹木（ケヤキ等）が生育しており、これら既存樹木による木陰を活かします。なお、これらの樹木は、重要遺構との重複や巨木化による周辺への落葉の影響、将来的な倒木の危険性等があるため、必要に応じて、伐採、伐根、枝払いを行いながら維持管理します。

- ・隣接する家屋や学校等のプライバシー確保に配慮するため、必要に応じて遮蔽施設の設置を検討します。
- ・史跡の壮大きさが体感できるよう、統一的な造成・舗装を行います。未調査地が含まれることや将来的な整備対象エリアが拡大することを考慮して、恒久的な舗装方法は避け、張芝を基本とします。
- ・政庁ゾーンと正面ゾーンの間位置する市道については、交通車両への注意喚起のためのカラー舗装（イメージハンプ）を検討します。

(2) 植栽

- ・市民参画型の史跡を目指すため、遺構表示の手法として、市民共有の花壇や菜園などを設置し、植栽を行います。植栽や植生、花壇の維持管理にあたっては、市民の参加を募り、ともに実施していきます。



修景・植栽の計画対象地

6 動線計画

各エリア内の動線については、暫定的なものとして自由動線を基本とするとともに、来訪者の安全のため、出入口の設定を行います。各エリアを繋ぐ動線については、既存の説明板も活かしながら、史跡の壮大きさを体感できるような回遊ルートを設定します。

(1) 政庁ゾーン

エリア南面は十分な歩道幅員が確保されていないため、エリア東面に出入口を設定します。安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いを設置します。



(2) 正面ゾーン

出入口は、区画①は北側と南西側、区画②・③は東側に設定します。その他の区画は飛び地となっているため、将来の整備までの間は原則閉鎖します。安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いを設置します。

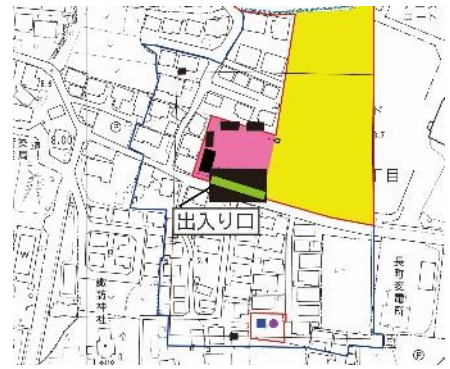


(3) 寺院ゾーン

既存の南側の出入口を使用します。安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いを設置します。

(4) 各エリアを繋ぐ動線

史跡の理解を効果的かつ効率的に理解できるよう、各エリアを繋ぐ動線を設定するとともに、既存の説明板や周遊マップ、HPなどで周知します。また、現地での歩行者動線が分かりやすくなるよう、主要ポイントへの案内板や誘導標識の設置を検討します。



(5) 周遊コース

史跡内における説明板・ガイダンス施設・遺構表示を結ぶモデルコースを設定します。モデルコースはコース①—郡山遺跡初心者コース、コース②—郡山遺跡じっくりコースの2つのコースを示します。



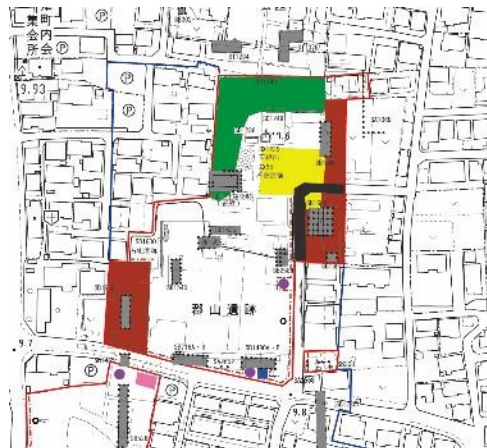
史跡巡りモデルコース

7 遺構の表現に関する計画

将来の一体的な整備を見据え、遺構の表現は平面的な表示を基本とします。なお、すでに比較的まとまった用地が確保され、発掘調査による一定の状況の把握も行っている政庁ゾーンについては、立体的な整備手法も実施します。

(1) 政庁ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域を構成する建物群（SB1250・1635・1545・716・1490・2584等）や、関連施設である石組池・石組溝・石敷遺構（SX1235・SD1217・1249・1236・1600等）があります。



立体的表示（SB1250・SX1235・SD1217・1249・1236・1600）

政庁（SB1250）は、Ⅱ期官衙を象徴する建物跡のため、より分かりやすく印象的な整備を目指し、あずまや（便益施設）としての機能を持たせた立体的表現とします。発掘調査の成果を踏まえ、建物の位置、規模、柱の配置・大きさを再現する形で整備します。

各遺構の詳細図（平面図・断面図）を示します。

石組池・溝・石敷遺構（SX1235・SD1217・1249・1236・1600）についても、史跡を象徴する遺構であるため、立体的な復元を行います。また、可能であれば一時的な貯水や通水等の機能を持たせる形の整備を行います。発掘調査の成果を踏まえ、遺構の位置や規模を再現します。なお、石組池については、市民の理解促進と愛着の喚起を図る観点から、遺構の整備の一部（敷石など）を市民参加型の手法を用いて行います。

各遺構の詳細図（平面図・断面図）を示します。

平面的表示

① 舗装等による平面表示（SB1635・1545等）

エリアの中央部付近に位置する建物群（SB1635・1545等）は、遺構の表現が歩行の支障となり、憩いの場としての機能を妨げることのないよう、平面表示での整備を行います。

発掘調査の成果を踏まえ、建物の位置、規模、柱の配置・大きさを再現する形で整備します。
なお、透水性の舗装材を用い、周囲と差別化して建物規模を表現します。

各遺構の詳細図（平面図）を示します。

②花壇等による表面表示（SB716・1490）

エリア南側の車道に面する建物跡（SB716・1490）については、エリアの正面としての機能を持たせるため、植栽を用いて遺構を表現します。

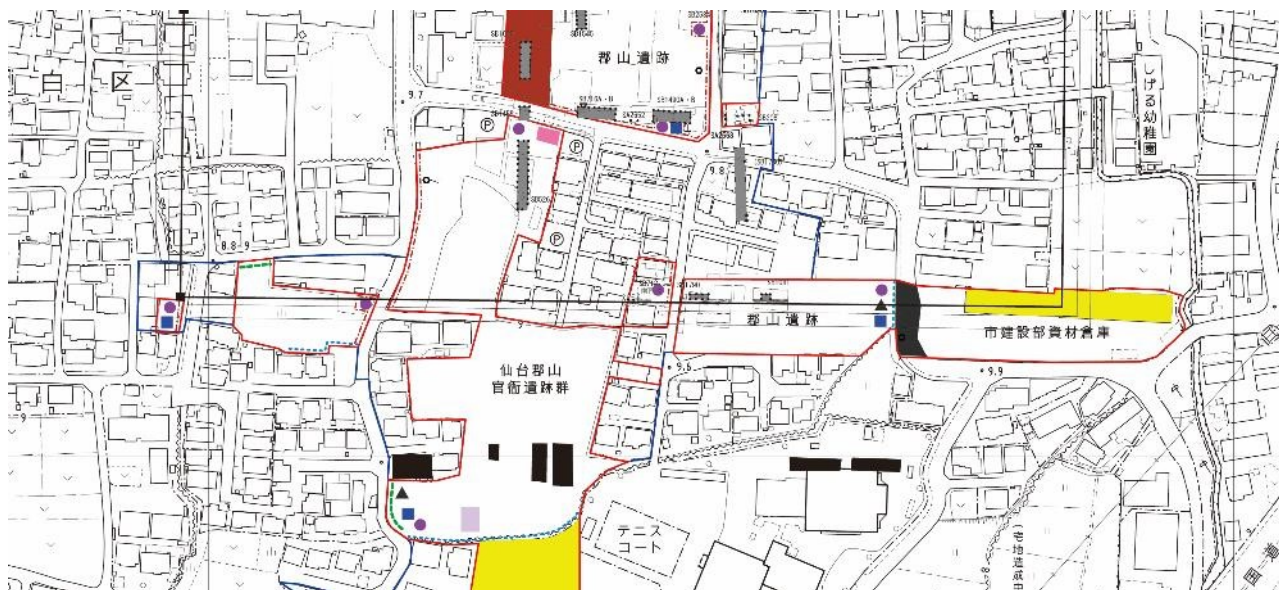
発掘調査の成果を踏まえ、建物の位置、規模を再現する形で花壇を設置します。植栽は地下遺構への影響を配慮し、根の浅い花苗によるものとします。併せて、植栽の管理に必要な給水設備を整備します。植栽や植生、花壇の維持管理にあたっては、市民の参加を募り、ともに実施していきます。

なお、①の石組池及び②の実施は市民参加型の手法により行うこととし、造成整備完了後に実施します。

各遺構の詳細図（平面図）を示します。

（2）正面ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の中心的な遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域の西列建物群（SB526）、区画施設である南門跡、材木列、大溝、南方官衙を構成する建物群（SB2010・2015）があります。



本計画期間では、将来の一体的整備を見据えて地形造成を優先的に進めていくことから、遺構表示の内容や方法については、整備の進捗を踏まえて検討していきます。本計画では、今後の活用を見据え、材木列跡の遺構表示にかかる考え方を示します。

<材木列跡の立体的表示に関する考え方>

材木列跡は、その高さや長さが史跡の大きさを象徴的に示す遺構であることから、立体的な表示を行います。整備は公有化の進展状況を踏まえ、一体的に整備します。表示にあたっては次のことに留意します。

- ・位置・範囲
- ・方法（素材・高さ）
- ・地下遺構への影響（盛土厚・基礎深さ）
- ・維持・管理・修繕

<材木列の平面的表示に関する考え方>

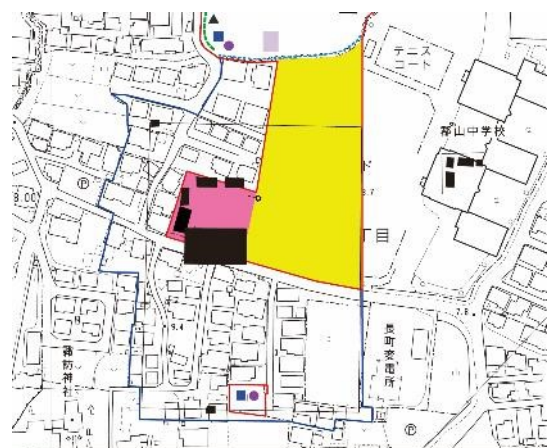
材木列跡の一体的な立体表示（本格的な表示）に至る前の暫定的な表示として、平面的な表示を行います。平面表示は、植栽等を用いて遺構を表現するとともに、市民の参加を募り実施することとし、次のような形での整備と利活用を検討します。

例)

- ・遺構の範囲を示した花壇・菜園・水田等の区画を整備し、植生または栽培を行う。
※植生・栽培植物は飛鳥・奈良時代や官衙・寺院、陸奥国を連想するものを候補とする。
- ・遺構の範囲を透水性アスファルト等で舗装し、その範囲をイベント（フリーマーケットや地域行事・祭り）の出店エリアとして提供する。
- ・遺構の範囲をウレタン舗装等、運動に適した方法を用い、その直線のコースを利用したアクティビティの場として提供する。

(3) 寺院ゾーン

本エリアにおいて新たな遺構表示は今後やることとし、公有化状況に応じて改めて検討することとします。既存の講堂基壇の範囲を部分的に示した遺構表示がなされています。造成は、既存の遺構表示を損なわない形で実施します。



8 案内・解説施設に関する計画

次のように案内・解説施設の整備を行います。

(1) 説明板

既存の説明板について、統一したデザインに更新するとともに、内容もこれまでの発掘調査の成果も踏まえながら、必要に応じて更新します。更新にあたっては、あらゆる人が理解しやすい表現とするとともに、QRコード等も用いながら、多言語化やバリアフリーに対応します。また、史跡巡りマップを配布するためのパンフレットボックスも各説明版に併設します。

(2) 誘導標識

歩行動線の明確化のため、史跡地内や周辺道路の主要ポイントに名称・方向・距離などを示す誘導標識を設置します。

(3) 遺構復元・遺跡解説スペース

現在、郡山中学校の校舎1階部分には、昭和62年の校舎増築に伴う発掘調査により発見された四面廂を含む掘立柱建物跡の遺構を保存するため、遺構復元および遺跡解説スペースが設置されています。この施設を活かし、展示遺物や解説の充実などの内容の充実を図ります。また、日常的に施設を公開するための方策について、設備面、管理・運営面での検討を進めます。

郡山中学校遺構表示の写真。

9 管理施設・便益施設に関する計画

各エリアにおける管理施設・便益施設に関する計画は以下の通りです。

(1) 政庁ゾーン

①あずまや（休憩施設）の整備

政庁正殿（SB1250）について、来訪者がいこいの場として休憩できるようなスペースとするため、立体的な遺構表現としてあずまやの形で整備します。

②ベンチ（休憩施設）の設置

あずまやの中にベンチを設置します。ベンチは防災機能ももたせるため収納型ベンチとし、消火器などの防災用具や日常的な管理に用いる道具入れとしても活用します。

③電気設備の整備

イベント等で使用するための屋外電源を設置します。

④照明灯の設置

防犯灯としての役割も兼ねた街路灯を設置します。

⑤水路等排水設備の整備

史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、排水路の負荷軽減を図ります。

⑥給水設備の整備

憩いの場としての利用やイベント等の利用を想定し、給水設備を整備します。設置箇所は、エリア北側（あずまや・居久根周辺）および南側（植栽エリア周辺）を含めた必要な場所とします。

⑦トイレ

トイレについては必要な範囲で設置を検討します。設置にあたっては、遺構の希薄な箇所を前提とするとともに、単独機能としての設置ではなく、例えばガイドボランティアなどが常駐する管理スペースへの併設等を検討します。

⑧管理スペース

日常的な管理や緊急時等における車両駐車スペース、身体障害者用の駐車スペースとして、管理スペースを設置します。設置箇所については、調査に基づき遺構と重複しない箇所とします。

(2) 正面ゾーン

①水路等排水設備の整備

史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、排水路の負荷の軽減を図ります。

②休息施設（ベンチ）の整備

来訪者が一時休憩するためのベンチを設置します。ベンチの形態については、防災面での活用なども踏まえて検討します。

③照明灯の整備

防犯面も考慮して、照明等を設置します。

④管理スペース

日常的な管理や緊急時等における車両駐車スペース、身体障害者用の駐車スペースとして、管理スペースを設置します。設置箇所については、調査に基づき遺構と重複しない箇所とします。

(3) 寺院ゾーン

①給水設備の維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

②既存トイレの維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

③カーブミラーの設置

出入口に面するT字路からの車両通行に備えて、一時的にカーブミラーの設置を行います。

(4) その他ゾーン

①遺構復元・遺跡解説スペース

郡山中学校に所在する既存の遺構復元・遺跡解説スペースについて展示遺物や解説の充実などの内容の充実を図ります。

②ガイドンス施設

設置箇所について整理の上、ガイドンス施設の整備を検討します。

③管理棟

ガイドンス施設および史跡地の管理の拠点とするため、管理人の常駐スペースの設置を検討します。整備にあたっては②ガイドンス施設と一体的な整備を検討します。

④駐車・駐輪スペース

史跡地来場のための駐車・駐輪スペースの整備を検討します。整備にあたっては②ガイドンス施設と一体的な整備を検討します。

⑤トイレ

来場者のためのトイレ整備を必要に応じて検討します。整備にあたっては②ガイドンス施設と一体的な整備を検討します。

⑥発掘調査の拠点となる施設

本章第1節④の通り、これまで保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により令和3年に解体・撤去となり、現在は史跡地内に設置した仮設のユニットハウスが休憩所としての機能を果たしているのみとなっています。史跡地内の効率的な発掘調査の実施を通じた史跡の実態解明と整備の加速化、史跡地内の効率的な維持管理に向けて、恒久的な発掘調査の拠点となる施設の整備を検討します。

10 公開・活用施設に関する計画

公開・活用施設として、ガイダンス施設について以下の方針に基づき整備を検討します。また、既存の遺構復元・遺跡解説スペースについても内容の充実を図ります。

(1) ガイダンス施設

①ガイダンス施設の整備の目的

本計画での整備は、現在公有化されている範囲のみを対象とした暫定的な内容にとどまるため、現地だけでは得られない史跡に関する情報を得るための機能、情報発信拠点の機能、史跡の管理機能などの役割を果たすため、ガイダンス施設の整備を検討していくことが求められます。

②ガイダンス施設の設置箇所と整備方法

史跡地近隣において、効果的な設置箇所の検討を行います。整備にあたっては、展示施設としての機能に加え、管理用スペースやトイレ、駐車・駐輪スペース、発掘調査の拠点施設の機能の付加も含めて検討します。

③ガイダンス施設の機能

ガイダンス施設は、①展示を行い、史跡の理解に向けた導入となる情報を提供する場としての活用、②現地のガイド案内の拠点として、より深く学ぶための多様な情報を提供する場としての活用等その内容について検討を行います。

(2) 遺構復元・遺跡解説スペース

既存の遺構復元・遺跡解説スペースについて、その内容の充実を図るとともに、管理運営体制の整備を検討します。

- ・ 史跡の全体像が分かる展示パネル
→ 郡山遺跡が造営された時代背景が分かる。
郡山遺跡の調査成果の全体像が分かる。
- ・ 郡山遺跡の歴史を伝える展示パネル
→ 発見から発掘調査を経て、現在の整備に至るまでの経過を記す。
- ・ 出土遺物の展示
→ 実物を展示することで、史跡とのつながりを実感する。
- ・ 見学コースの紹介
→ 各種パンフレットやマップを配架する。
- ・ 管理運営体制の整備
→ 土日対応など見学者対応を柔軟に行えるようにする。

11 防災・防犯・安全対策に関する計画

史跡を安全に巡れるよう、また防災・防犯にも資する場とするため、以下の点に留意します。

①防災に資する整備

指定避難所である郡山中学校が、設備改修や不測の事態等で利用が制限された際、史跡地を臨時の一時避難所として利用するなど、史跡整備を通じた地域の防災体制の強化・充実に努めます。

ベンチ（休息施設）については、消火器等の防災用品も貯蔵できるようなものを検討します。

②照明灯の設置

安全性や防犯性を考慮し、政庁ゾーンおよび正面ゾーンに照明灯を設置します。設置にあたっては、周辺の家屋への影響を考慮した方向や常時灯としない等の方法を検討します。

③史跡地および周辺にある排水施設へのフタ掛け

安全を考慮し、史跡地内の雨水排水管は開渠とせず、フタ掛けを行います。また、史跡地周辺の道路等に位置するものについても同様の措置を検討します。

12 管理・運営に関する計画

(1) 管理・運営の方向性

保存活用計画では、運営・体制整備の基本方針として、「①関連部局・機関等との連携」、「②市民の理解と協力が得られる関係の構築」、「③持続可能な体制」に向けた方向性を示しており、本計画における管理・運営の方向性については、この方向性を踏襲します。

「①関連部局・機関等との連携」に向けた方向性

- ・史跡の整備事業は、まちづくり計画、道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり、これらの関連部局と一体となって事業を進めます。
- ・引き続き学校教育機関や社会教育機関と連携した運営・体制整備を推進します。
- ・史跡の整備事業には、日本古代史、考古学、造園学、都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になります。整備事業の実施にあたっては、この点に留意し、古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした、各種専門機関との連携を図ります。

「②市民の理解と協力」に向けた方向性

- ・史跡の整備の実施に当たっては、地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり、十分な納得が得られた上で進める必要があります。利用者、特に市民や地域住民が、本史跡を、約 1300 年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していきます。

「③持続可能な体制」に向けた方向性

- ・地域住民をはじめとしたボランティアの養成や、民間事業者等を含む多様な専門性を有する個人や組織・団体等との連携などを通じて、体制の充実に努めます。

(2) 具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、管理・運営に係る具体的な取り組みを例示します。

○多方面との積極的な情報共有

- ・連絡体制の強化（市内部関係部局・宮城県文化財課・文化庁・調査指導委員会）

- ・ 回覧板や伝言板を利用した直接的な情報発信（地域の住民・学校・民間事業者）
- 学校教育機関や社会教育機関との連携
 - ・ 継続的な出前授業や市政出前講座の実施
 - ・ 学校や市民センターへのアンケートや定期的な情報交換
 - ・ 協働による史跡の整備・管理に係る活動の実施
- 適正な史跡利用の促進・啓発
 - ・ 史跡利用の注意事項やマナーについての分かりやすい注意喚起の表示設置
 - ・ パンフレット（見学者向け）や回覧板（地域住民向け）を利用した情報発信
- 地域住民や民間事業者・団体等の運営体制への参画できる仕組みづくり
 - ・ 継続的な出前授業や市政出前講座の実施による普及啓発
 - ・ ガイドボランティアの養成
 - ・ イベント・ワークショップの機会の提供

13 公開・活用に関する計画

（１）公開・活用の方向性

保存活用計画では、公開・活用の基本方針として、「①発掘調査に基づく活用」、「②多方面と連携した活用」、「③多様な視点からの活用」の方向性を示しており、本計画における公開・活用の方向性については、この方向性を踏襲します。

「①発掘調査に基づく活用」の方向性

- ・ 調査研究によって明らかになった史跡の本質的価値を広く共有できるよう、郡山遺跡ならではの活用（公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営）に努めます。
- ・ 来訪者が、史跡を通して史跡の本質的価値や飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような活用を図ります。

「②多方面と連携した活用」の方向性

- ・ 地域住民や学校、ボランティア、各種 NPO 等と積極的に連携し、遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討します。
- ・ 多くの人に史跡の重要性が理解され、広く世界に発信されるように、各種広報媒体等との連携も視野に入れた多様な手法や、多言語による情報発信に努めます。
- ・ 市内における飛鳥時代の遺跡の活用に向けて、市内の遺跡をネットワーク化する際の拠点となるような活用や、古代における関連遺跡とのつながりや交流について理解を促せるような連携を図ります。

「③多様な視点からの活用」の方向性

- ・ 学校教育においては、歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し、郷土意識を育みます。また、利用者が様々なライフステージにおいて、創造的活動の源泉として多面的に活用できるようにします。
- ・ 古代史の重要な舞台として、郡山地域のアイデンティティー形成に資するとともに、本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう、親しみや誇りを持てるような活用を図ります。併せて、域外からの訪問者が地域の歴史や文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方や、防災に資する場としての在り方と調和を図ります。

(2) 具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、保存活用計画で整理した「学びの場・親しむ場・楽しむ場」の3つの視点で、公開・活用に係る具体的な取り組みを例示します。

①学びの場としての活用

- ・発掘調査現場の積極的な公開
- ・パンフレットの刊行・更新その後の周知・配布
- ・史跡地の開放とガイドの実施
- ・説明板の更新やガイダンス施設の整備
- ・学校など出前授業の継続した実施

②親しむ場としての活用

- ・憩いの場として利用されるよう安全面を考慮した整備
- ・交流の場としてレクリエーションやイベントの場としての利用
- ・ガイドボランティアの創出と育成
- ・市民参加型の遺構整備

③楽しむ場としての活用

- ・より多くの媒体による情報発信
- ・体験型のイベントの立案

14 関連文化財との連携に関する計画

本史跡と関連する文化財との連携を図ることで、本史跡の学ぶ場や楽しむ場としての活用がより一層促進されるような計画とします。

(1) 関連文化財の周遊コースづくり

①仙台の遺跡を繋ぐネットワーク

左記①・②ネットワークについては改めての記載を行います。

②古代官衙を繋ぐネットワーク

(2) 周遊コースの実効性を高めるための環境整備

(1)で設定した周遊コースの実効性が高まるよう、以下の点に留意して環境整備を行います。

①ガイダンス施設の展示・説明板・パンフレット等の内容の充実

展示解説や説明板等において、本史跡の内容にとどまらず、関連文化財の情報についても広く発信します。また、関連文化財の相互理解がより深まるよう、周遊コースに含まれる関連文化財を一体的に紹介するパンフレットを作成します。

②便益設備の充実

徒歩や自家用車に限らず、JR長町駅など交通結節点からの電動自転車やキックボード、教育旅行や観光ツアーの大型バスなど、多様な交通手段での来訪を想定した駐車・駐輪スペース・トイレ・休憩スペースの確保に努めます。

③多様な媒体を用いた情報発信

東北や日本を周遊する外国人を含めた観光客なども視野に、より多くの人びとの目に届くよう、多様な媒体を用いた情報発信に努めます。

第7章 事業計画

1 事業期間

「第6章 整備基本計画」で示した各整備事業の具体的な実施時期を示すため、本計画の事業期間である令和8～15年度の整備スケジュールを示します。

(1) 本計画における主な取り組み

【全ゾーン共通】

- ・ 公有化
- ・ 説明板や誘導標識の設置・再整備
- ・ ガイドボランティアの創出・育成
- ・ パンフレットの作成や多媒体での情報発信
- ・ アンケートや意見交換

【政庁ゾーン・正面ゾーン】

- ・ 造成および遺構表示（便益施設を含む）
- ・ 市民参加による遺構表現とその維持管理
- ・ 体験型イベントの実施

【寺院ゾーン】

- ・ 維持管理のための環境整備の検討

【その他ゾーン】

- ・ 保存・公開・活用施設整備の検討
- ・ 遺構復元・遺跡解説スペースの内容の充実化

**事業計画(整備スケジュール)
別途作成**